

[事案 27-2] 損害賠償請求

・平成 27 年 8 月 28 日 和解成立

※本事案における申立人は、夫婦である。

<事案の概要>

個人年金保険加入時に、募集人から、年金受取開始時の贈与税についての説明を受けていないことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 3 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、贈与税相当額を支払ってほしい。

- (1) 契約者を申立人（夫）とし、被保険者と年金受取人を申立人（妻）として個人年金保険に加入したが、年金受取開始時に妻が贈与税を支払うことになった。
- (2) 勧誘時に、申立人（夫）は募集人と面接しておらず、妻が説明を受けたのみであり、妻は募集人から、毎年受け取る年金に税金（所得税）はかからないと説明されたが、贈与税についての説明は受けなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、勧誘時には、税金についての説明はしていないが、契約の数年前に、本件契約と同様の年金保険を勧誘しており、その時に、契約者と年金受取人が異なる時は贈与税が課されることと、年金受給権取得時まで契約者を変更すれば贈与税は課されないことを説明した。
- (2) 当社は、保険契約の課税の取扱いについて説明する義務はないので、贈与税について助言しなかったことが違法行為となるわけではなく、課税の取扱いについては「ご契約のしおり」に記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の勧誘方法および募集人の説明内容を把握するため、申立人夫婦と募集人に対して事情聴取を実施するとともに、保険会社に対し資料の追加提出などを求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の勧誘に説明義務違反があったとは認められないが、以下のとおり、不適切な対応（社内ルールの不遵守、適切さを欠いた対応）があったことが認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、勧誘に際し、契約者である申立人と無面接であり、また、申立人（夫）に代わって説明を受けた申立人（妻）に対し、適切な説明がなされたかについても疑問が残る。
- (2) 募集人は、契約時は、年金と課税の取扱いについて十分に理解していなかったが、その後、課税の取扱いについて理解してからは、贈与税のかからない契約形態で勧誘するようになり、本件契約について契約後のフォローをしようと考えていたが、しなかったと述べ

ている。